

ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策  
(民間部門の全従業員へのセルフテスト義務化)

2021年5月24日  
在ギリシャ日本国大使館

ギリシャ労働・社会省の発表によると、5月24日の週から、職場における週1回のセルフテスト義務化が民間部門の全ての従業員等（個人事業主含む）に拡大され、同日から薬局での無料配布が開始されるということです。なお、検査キットの受領にあたってはAMKA（社会保障番号）と身分証明書が必要で、2週間分が配付されるということです。

なお、今週に関しては、従業員は最後の勤務日までに結果申告を行えばよいということです。

今回の義務化については個別に詳細な発表はなされていませんが、現行官報により、既に民間部門の一部（レストラン、小売り店、交通・運輸等）ではセルフテスト義務化がなされており、内容的には、概ね同じものになるものと見られます。

【以下は現行官報の記載内容です】

#### 1 受検義務

出勤する従業員等は、セルフテスト義務を負う。ただし、今期初めて雇用される従業員等は、任意の公立機関（無料）、または私立機関（有料、事業主負担）で行われるラピッドテスト、または、PCR検査を受検しなければならない。

#### 2 受検要領

受検は週1回（1回の申告は1週間有効）、始業24時間前以内に、職場に出頭する前、自宅等にて行う。緊急の場合は、出勤日当日の受検が可能。

#### 3 検査キットの入手方法

検査キットは無料であり、次の方法で入手する。従業員等はAMKA、仮AMKA(Π A M K A)、または、外国人仮保健・保障番号(Π A A Y Π A)、及びIDカードかその他身分証を薬局にて提示する。

#### 4 検査結果の申告方法

(1) 政府特別サイトself-testing.gov.grにアクセスし、TAXISNET（税務署電子システム）にてログインする。「従業員等のCOVID-19検査結果申告（セルフテスト／ラピッドテスト／PCR）」フォームを記入する。

(2) 陰性結果の場合、陰性申告証明書が発行され、同証明書は出勤に必要とみなされる。

(3) 陽性結果の場合、陽性申告証明書が発行され、従業員等はこれを携帯し（電子かプリントアウト）、24時間以内に再検査（ラピッドテストかPCR）を受けなければならない。検査所は、公立機関（無料で、リストはself-testing.gov.grに掲載されている）か任意の私立機関（有料、事業主か従業員等負担）で行うこととし、従業員等及び同居人は結果判明まで自宅待機しなければならない。

(4) 再検査結果証明書については検査を行った機関が発行する。

(5) 再検査は、任意の公立機関（無料）または私立機関（有料、事業主か従業員等負担）で行われるラピッドテスト、またはPCR検査となる。従業員等は、self-testing.gov.grにて「セルフテスト陽性後の従業員等のCOVID-19結果申告」フォームを記入する義務を負う。

(6) 再検査で陰性の場合、従業員等は公立・私立機関発行の結果証明書を事業主に提示した上で、出頭による勤務に就くことができる。

## 5 事業主に対する義務、罰則など

事業主は、従業員等に対し、セルフテストに関する説明義務を負う。

事業主は、申告を行っていない従業員等、または陽性結果を申告した従業員等を働かせてはならない。

事業主は、右従業員等の出頭勤務を拒否する義務を負い、申告義務が履行されるまで等の期間中、賃金の支払い義務を免除される。

違反金は、事業主に対し、申告を行っていない従業員等1名につき500ユーロ。陽性結果の従業員等を働かせた場合、従業員等1名につき1500ユーロ。事業主が、セルフテストに関する説明義務反した場合、300ユーロ。

在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL :210-670-9910, 9911

FAX :210-670-9981

H P :<http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail :[consular@at.mofa.go.jp](mailto:consular@at.mofa.go.jp)